

4 会議のあらまし



定例会・臨時会

都議会には、年4回（原則として2月、6月、9月及び12月に招集）定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。いずれも招集するのは知事の権限です。ただし、議長又は議員定数の4分の1以上の議員から知事に対し臨時会の招集請求があったときは、知事は20日以内に臨時会を招集しなければなりません。知事が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会や臨時会では、初めに会期が定められ、その期間中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

本会議

全議員が出席して開かれる会議を「本会議」と言います。この会議で議会の最終的な意思決定を行います。都議会に提出された議案や、都議会としての意見表明などの可否は、すべて本会議で決められます。

会議は、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したとき、議長の宣告により開会され、議長があらかじめ定めた議事日程に従い会議を進めます。

委員会

都が処理すべき分野は、広範囲にわたっており、これに伴って議会が審議する議案の件数も多くなっています。

都議会が、限られた会期中で多くの議案や請願・陳情を審議するには、本会議だけでは十分ではありません。

そのため、本会議の議決に先立って、専門的かつ詳細に審査する委員会を設置しています。

常任委員会

常設されている委員会で、それぞれの所管に属する事項を審査します。

現在は条例によって9つの常任委員会が設置されており、議員はこのうちどれか一つに所属しています。

議会運営委員会

各会派の代表者などで構成されており、議会の運営方法などについて協議しています。

特別委員会

必要に応じて、特定の事件を審査するため本会議の議決により、臨時に設置さ

れる委員会です。その事件の審査が終了すれば委員会は消滅します。

予算の審査を目的とする予算特別委員会や、決算を審査するための各会計及び公営企業会計の各決算特別委員会は、毎年設置されるのが通例となっています。

委員会の開かれた回数

(平成27年1月～12月、管内・管外視察も含む)

議会運営委員会	10回
常任委員会	
総務委員会	19
財政委員会	20
文教委員会	20
都市整備委員会	15
厚生委員会	19
経済・港湾委員会	17
環境・建設委員会	19
公営企業委員会	15
警察・消防委員会	14
計	158回
特別委員会	
予算特別委員会	6
各会計決算特別委員会(分科会含む)	23
公営企業会計決算特別委員会(分科会含む)	13
オリンピック・パラリンピック等推進対策特別委員会 (ラグビーワールドカップ特別対策委員会含む)	17
計	59回
合計	227回



議会運営委員会室(第12委員会室)

常任委員会委員一覧 (平成28年10月13日現在)

委員会名 (定数)	総務委員会 (15人)	財政委員会 (14人)	文教委員会 (14人)	都市整備委員会 (14人)
委員長	ともし春久 (公)	栗山 欽行 (自)	植木こうじ (共)	あさの克彦 (民)
副委員長	新井ともはる (民) ほっち易隆 (自)	松田やすまさ (自) 吉倉正美 (公)	栗山よしじ (自) 里吉ゆみ (共)	白石たみお (共) 神野次郎 (自)
理事	野上ゆきえ (進) 三宅正彦 (自) 曾根はじめ (共)	小松大祐 (自) とくとめ道信 (共) 大西さとる (民)	川松真一朗 (自) 野上純子 (公) 小宮あんり (自)	栗林のり子 (公) 神林 茂 (自) 桜井浩之 (自)
委員 (現員)	おときた駿 (か) 和泉ひろし (自) 遠藤守 (公) 中村ひろし (民) 谷村孝彦 (公) 早坂義弘 (自) 中屋文孝 (自) 崎山知尚 (自) 清水ひで子 (共) (15人)	大津ひろ子 (無(派)) 山内れい子 (ネ) 山森寛之 (自) 斉藤やすひろ (公) 北久保眞道 (自) 鈴木隆道 (自) 秋田一郎 (自) 大山とも子 (共) (14人)	宮瀬英治 (進) 小松久子 (ネ) 今村るか (民) 鈴木錦治 (自) きたしろ勝彦 (自) 鈴木貫太郎 (公) 古賀俊昭 (自) 高木けい (自) (14人)	やながせ裕文(無(派)) 西沢けいた (民) 大松あきら (公) 松村友昭 (共) 山田忠昭 (自) 林田 武 (自) 小磯善彦 (公) 高橋信博 (自) (14人)

所管局	政策企画局 青少年・治安対策本部 総務局 人事委員会 選挙管理委員会 監査委員	財務局 主税局 会計管理局 収用委員会	生活文化局 オリンピック・ パラリンピック準備局 教育委員会	都市整備局
-----	--	------------------------------	---	-------

厚生委員会 (14人)	経済・港湾委員会 (14人)	環境・建設委員会 (14人)	公営企業委員会 (14人)	警察・消防委員会 (14人)
小林健二 (公)	柴崎幹男 (自)	石川良一 (進)	高相健一 (自)	田中たけし (自)
上田令子 (か) 木村基成 (自)	菅野弘一 (自) 伊藤こういち (公)	山内 晃 (自) 河野ゆうき (自)	田中朝子 (進) 山下太郎 (民)	長橋桂一 (公) 吉原 修 (自)
大場やすのぶ (自) 和泉武彦 (自) 中山信行 (公)	中山ひろゆき (民) 尾崎あや子 (共) 山崎一輝 (自)	まつば多美子 (公) 清水孝治 (自) 西崎光子 (ネ)	加藤雅之 (公) 堀 宏道 (自) 鈴木章浩 (自)	両角みのる (か) 高島なおき (自) 酒井大史 (民)
和泉なおみ (共) 斉藤あつし (民) 前田和茂 (自) 藤井 一 (公) 畔上三和子 (共) 山加朱美 (自) 石毛しげる (民) 野島善司 (自) (14人)	島田幸成 (民) 上野和彦 (公) 島崎義司 (自) 木内良明 (公) 鈴木あきまさ (自) かち佳代子 (共) 宇田川聡史 (自) 三宅茂樹 (自) (14人)	小山くにひこ (民) 大島よしえ (共) 舟坂ちかお (自) 高倉良生 (公) 近藤 充 (自) 河野ゆりえ (共) 高橋かずみ (自) こいそ 明 (自) (14人)	塩村あやか (無(派)) 小竹ひろ子 (共) 大門さちえ (自) 米倉春奈 (共) 田島和明 (自) 立石晴康 (自) 橘 正剛 (公) 相川 博 (自) (14人)	吉田信夫 (共) 尾崎大介 (民) 東村邦浩 (公) 中嶋義雄 (公) 川井しげお (自) 野村有信 (自) 吉野利明 (自) 内田 茂 (自) (14人)

福祉保健局 病院経営本部	産業労働局 中央卸売市場 港湾局 労働委員会	環境局 建設局	交通局 水道局 下水道局	公安委員会 (警視庁) 東京消防庁
-----------------	---------------------------------	------------	--------------------	-------------------------

議案の成立まで

定められた手続きを経て議会に提出された議案は、通常、委員会で審査され、その結果を参考にして、本会議で議決されます。

提出

議案には、知事が提出するものと議員が提出するものと、委員会が提出するものがあります。議員が提出するのは、意見書、決議などを除き、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要です。委員会が提出するものは、委員長名をもって提出されます。

提出された議案は、本会議で内容や提案した理由について提出者から説明されます。

なお、委員会が議案を提出できるようになったのは、平成18年の地方自治法の改正によるものです。

審議

議案の内容などに関する審査は、原則として常任委員会に任せられます(付託と呼ばれます)。ただし、特に急ぐ必要のあるもの等は、委員会審査を省略して本会議で議決することもあります。委員会での審査が終わったときは、委員長から議長に審査結果が報告されます。



議決

各委員会での審査結果が出ると、本会議でその審査結果を参考にしながら、議案を議決します。その結果、可決されれば議案が成立します。

会議を運営する上での原則

会議を開き議案を審議する上で、民主的かつ円滑で効率的な運営を図るため、いろいろな原則があります。

定足数の原則

定足数とは、会議を開いたり、議決するに当たって必要とされる出席議員の数のことです。通常は、議員定数の半数以上となっています。特別な場合を除き、定足数を欠いた議決は無効です。

過半数の原則

議事は、原則として出席議員の過半数で決めます。議長は表決に加わることができませんが、賛成と反対が同数のときは、議長が決定します。

会議公開の原則

会議は、原則として公開することになっています。このことから、一定のルールの下、傍聴、報道(新聞、テレビなど)の自由を認め、会議記録を公表しています。

例外として、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会として非公開にすることができます。

委員会は公開が法律で義務付けられているわけではありませんが、都議会では本会議と同じように公開しています。ただし、委員会室の広さにより、傍聴できる人数が異なります。

会期不継続の原則

議会は、各会期ごとに独立して活動しています。したがって、その会期中に議決に至らなかった事件は、会期の終了とともに消滅(廃案)してしまいます。しかし、この例外として、議決により委員会での継続審査が認められます。

一事不再議の原則

議会で議決された事件は、原則として同一会期中に再び提出することができません。これも会議を能率的に運営していく上で重要な原則です。

議案の成立まで

